

2012年2月17日

地域保健対策検討会座長 林 謙治 様

厚生労働省健康局総務課
地域保健室長 政田 敏裕 様

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 野村 幸裕
公衆衛生部会長 石原 昭彦

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正 に関する要請

日頃の公衆衛生向上に対してのご活動に敬意を表します。

私たちは、保健所や保健センター等に勤務する職員で構成され、憲法第25条に規定された「公衆衛生の向上及び増進」を目的に活動しております。

さて、標記につきましては、2010年12月9日付けで要請書を提出したところですが、「地域保健対策検討会」においても多くの意見が出され、活発な議論がなされてきました。構成員からの報告では、職員数が減少したこと、新型インフルエンザや大震災においては保健所の統廃合や広域化で機能しなかったこと等今後の充実強化を求める発言が多くありました。

つきましては、現在貴検討会において検討されている「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を、下記のとおり改定されますよう再度要請いたします。

国民の健康な暮らしに直結する公衆衛生の向上を図るため、ご検討をよろしくお願いいたします。

また、地域保健対策検討会座長様あての要請書を同封しました。恐れ入りますが、林謙治座長様へお渡しくださるよう併せてお願いいたします。

記

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

1 保健所について

保健所の業務は、地域の状況や特性を踏まえ、健康課題を改善し、住民ニーズに対応したサービスが求められており、迅速性や現地性が重要である。

現指針で保健所は、「地域保健の広域的」な機関とされているが、保健所の統合が進み、超広域化した管轄区域のため、迅速的な対応ができず、また、「食品等の広域監視及び検査」により、詳細な監視や予防普及活動も実施できなくなっている。

「地域保健対策検討会」においても、統廃合による広域化と人員の削減で市町村との連携が弱まり、新型インフルエンザや東日本大震災において、保健所は機能しなかったという報告がなされた。以上のことから、次のとおり改正すること。

- ① 県型保健所の設置については、人口10万人に1箇所とし、管轄区域は、生活圏域を重視のうえ、訪問等に時間を要するような広域な管轄はさけること。なお、当面は、人口30万人程度とし、それを超える場合は分割を促進すること。
- ② 政令市及び特別区の保健所設置については、行政区単位に設置することはもちろんのこと、人口10万人（当面は30万人）を超える場合は、生活圏域を勘案して増設すること。
- ③ 「広域的」の文言を削除すること。

2 市町村保健センターについて

身近で利用頻度の高い保健サービスを提供するには、住民が短時間で来所できる地域に設置するとともに、必置機関とし、人員、予算、施設の拡充を図ることが必要である。

また、育成医療や養育医療等の母子保健業務が事務移譲されることから、医師の登用が求められている。併せて住民のニーズや意見を広く取り入れた運営が必要であり、次のとおり改正すること。

- ①市町村保健センターを必置機関とし、人員、施設の拡充を行うこと。
- ②都市部においては、住民に身近な市役所支所等の管轄区域ごとに設置すること。
- ③センター長を医師とする等、医師の積極的な登用を図ること。
- ④予算の確保・拡充を図ること。
- ⑤広く住民の要望等を取り入れるため、住民代表を入れた運営協議会を設置すること。

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項

1 人材の確保について

保健所長の医師資格要件は、保健所が第一線機関として、また医学・公衆衛生学を中心とする専門的技術機関として十全に機能を発揮するうえで極めて重要な要件である。

また、住民のニーズに的確に対応するためには、人材の確保は最重要課題であり、効率化に伴う人員削減は、住民サービスの切捨てに直結する。国においては自殺対策等として平成20年度及び23年度に各1,400名の保健師の増員を地方交付金に組み込んだが、地方自治体での増員はわずかであった。以上のことから、次のとおり改正すること。

- ①保健所長の医師規定を堅持すること。
- ②人口規模や管轄面積に見合った専門職員の「配置基準」を設定し、増員を図ること。
- ③人件費や研修等かかる財政支援措置を明記すること。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地方衛生研究所は科学行政の基本であり、住民ニーズ及び時代に即した検査項目の実施が必要とされている。また、検査機器や検査方法等で格差が生じていることから、次のとおり改正すること。

- ①地方衛生研究所を必置機関とすること。
- ②検査機器や検査方法等の「設備基準」を設定し、機能強化を図ること。
- ③人件費や設備、調査研究にかかる財政支援措置を明記すること。

その他 「震災時における保健師のコーディネーター」について

第5回検討会において「被災地での保健活動に関するコーディネーター配置及びコーディネーターを中心とした体制の構築」が示された。

避難所や仮設住宅群には乳幼児から高齢者まで、また慢性疾患治療中でも薬を持参できなかった人など様々な健康問題や集団生活による感染症対策など、保健調整役の役割は大きいものがあると思われる。しかし、それを指揮するコンダクターも重要である。コーディネーターの配置を明文化する場合は、保健所長または保健所医師（あるいは保健センター医師）をコンダクターに置く等、コーディネーターの指揮・指導役も明確にすること。

日本自治体労働組合総連合・公衆衛生部会
〒112-0012 東京都文京区大塚4丁目10番7号
電話：03-5978-3580
FAX：03-5978-3588

担当：公衆衛生部会事務局長 梁瀬和美
千葉県市川健康福祉センター（市川保健所）
健康生活支援課
〒272-0023 市川市南八幡5-11-22
電話 047-377-1101 FAX 047-379-6623